

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルメニア	アルメニア公共テレビ局映像資料デジタル化機材整備 のための贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の 交換公文	アルメニア公共テレビ局映像資料デジタル化機材整備 計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	137,900千円 H32.11.30まで	H29.3.30 エレバン (H29.5.12)	日本側 田口榮治在アルメ ニア大使側 ギアハン・ アルタイロシヤン運輸・ 通信・情報技術大臣	H29.6.7 196号
アルメニア	消防機材整備計画のための贈与 に関する日本国政府とアルメニア 共和国政府との間の交換公文	消防機材整備計画を実施するために必要な生産物及び 役務の購入	1,540,000千円 H33.7.31まで	H29.9.6 エレバン (H29.10.23)	日本側 田口榮治在アルメ ニア大使側 ギアハン・ アルタイロシヤン運輸・ 通信・情報技術大臣	H30.2.14 40号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。